

令和6年度枚方市学校運営協議会実施要項

枚方市教育委員会

1. 目的

この要項は、枚方市学校運営協議会規則（以下「規則」という。）第 10 条の規定に基づき、学校運営協議会について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 設置

協議会を設置した小学校を対象学校（コミュニティ・スクール）（以下「対象学校」という）と称する。

3. 役割

協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議し、その実施に向け、対象学校の保護者（以下「保護者」という）及び対象学校が所在する地域の住民（以下「地域住民」という）等の参画の促進や連携の強化を図ることにより「地域とともにある学校づくり」を推進する。さらに、本市教育目標や対象学校の教育目標の実現のため、対象学校の校長に対して必要な支援を行うものとする。

4. 学校運営に関する基本的な方針の承認

(1) 協議会は、規則第2条に規定する事項として、校長が毎年度作成する次に掲げる学校運営の基本的な方針について、共通の認識をもって承認するものとする。

①めざす学校像

②学校教育活動の方針

(2) 校長は、(1)の承認された基本的な方針に基づいた学校運営に努める。

5. 学校運営等に関する意見

(1) 協議会は、対象学校の運営について、校長又は教育委員会に、意見を述べることができる。

(2) 協議会は、(1)により意見を述べるときは、対象学校の校長の意見を尊重するものとする。

6. 保護者及び地域住民等の参画の促進

協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域住民等の理解、協力、参画が促進されるよう努めるものとする。

7. 学校運営等に関する保護者及び地域住民等への情報提供及び学校評価

(1) 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果を、対象学校の保護者及び地域住民等に提供するよう努めるものとする。

(2) 協議会は、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

8. 委員の在任期間

枚方市附属機関等の設置等に関する規程に基づき、委員は連続5期以内とする。

9. 事務局

(1) 対象学校内に協議会の事務局を置く。

(2) 事務局は、協議会の庶務を担う。

10. 適正な運営の確保

(1) 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、学校運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、適正な協議会運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(2) 教育委員会は、前項の措置を講じる場合には、協議会に対して当該事由を明示した書面を交付しなければならない。

11. 委員の解任

(1) 教育委員会は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- ① 本人から辞任の申出があった場合
- ② 委員たるにふさわしくない非行を行うことがあったと認められるとき
- ③ 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用することが認められたとき
- ④ その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす行動を行うことがあると認められるとき
- ⑤ その他解任に相当する事由が認められる場合

(2) 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

12. 実施計画書

(1) 校長は、事業実施計画書及び学校運営協議会推薦用紙等を教育委員会に提出する。

(2) 教育委員会は、提出書類を審査し、枚方市におけるコミュニティ・スクールを決定する。

13. 活用報告

校長は、学校運営協議会要点録及び年度末に実施報告書等を枚方市教育委員会に提出するものとする。

14. その他

この要項に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この要項は、令和5年4月1日から施行する。